

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和 3 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年より「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 15 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者 919 人、うち死亡者は 19 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 201 件、製造業 190 件となっており、全体の 4 割強がこれら 2 つの業種で発生している。また、死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれている。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT 値を実測せず、WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られている。

このため、別添のとおり、令和 3 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとする。本キャンペーンにおいては、特に、事業場における WBGT 値の把握の促進や、衣服の通気性等に応じて補正を行った WBGT 基準値に基づく労働衛生管理に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図る。また、本キャンペーンの一環として、場所を問わずアクセスして学べる熱中症予防のためのオンライン教育用ツールを拡充する予定である。

については、管内の事業者団体に対して本キャンペーンの周知について要請を行うとともに、事業者に対し、4 月から 9 月末までに実施するパトロールや、労働衛生管理体制に係る指導等あらゆる機会を捉えて、要綱の 9 及び 10 に記載された事項について取り組むよう指導されたい。また、指導に当たっては、死亡災害の多い建設業、製造業、警備業に対して重点的に行われたい。

なお、事業者への周知や指導に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等配慮されたい。